**高額療養費支給申請手続の簡素化を始めます。**

　これまで、高額療養費に該当する月ごとに支給申請書類を送付して申請手続をしていただいていましたが、令和６年６月初旬送付分から同封している「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書」（以下「申出書兼同意書」という。）を提出していただくことで、申出日以降に発生した高額療養費を御指定いただいた銀行口座に振り込みます。

　支給申請手続の簡素化を御希望の方は、高額療養費支給申請書類と共に、申出書兼同意書を御提出ください。なお、簡素化適用には要件があります。

**簡素化要件**

　○ 簡素化の対象
　　　・国民健康保険料（税）に滞納がない世帯であること

　○ 次の場合、簡素化を解除します。
　　　・国民健康保険料（税）に滞納が発生した場合
　　　・医療費の一部負担金の未払いが判明した場合
　　　・世帯主が死亡した場合
　　　・世帯の当市（町）国保加入者が全員資格喪失した場合
　　　・指定口座に振込ができなくなった場合
　　　・支給申請書及び申出書兼同意書の内容に偽りその他不正があった場合

　このほか、簡素化に同意いただく内容は、申出書兼同意書（裏面）をご覧ください。

（裏面につづく）

**ご注意いただくこと**

○ 申出書兼同意書の提出日以降に発生した高額療養費については、支給申　請書類は送付さず、支給決定通知書のみ送付されます。支給金額等は、振込時に送付される支給決定通知書を御確認ください。

○ 申出書兼同意書を提出する前の高額療養費は、今までどおり窓口での申　請が必要です。

○ 申出書兼同意書の提出日によっては、翌月も高額療養費支給申請書類が送付される場合があります。その場合はお手数ですが、届いた申請書で申請してください。

○ 申出書兼同意書の提出日以降に高額療養費が発生した場合、診療月の約３か月後に指定口座に振り込みます。

○ 指定口座の変更や、簡素化の解除を御希望の場合、解除後に再度簡素化を御希望の場合は、別途申出書兼同意書の提出が必要です。

〇 一部負担金（医療機関等の窓口でのお支払い）の未払いが確認された場合は、支給した高額療養費の返還を求めることがあります。

○ 医療機関への一部負担金に未払いが発生した場合、医療機関が実施する事業（無料低額診療等）等の制度を受ける方がいることとなった場合、交通事故等の第三者行為や業務上の事故による傷病で診療を受けた場合は速やかに下記窓口までお知らせください。

○ 特定給付対象療養の対象者は、支払日の翌日から２年間は領収書を保管してください。

お問合せ先

〒766-8503　まんのう町吉野下430番地

福祉保険課　国保係

☎：0877-73-0124